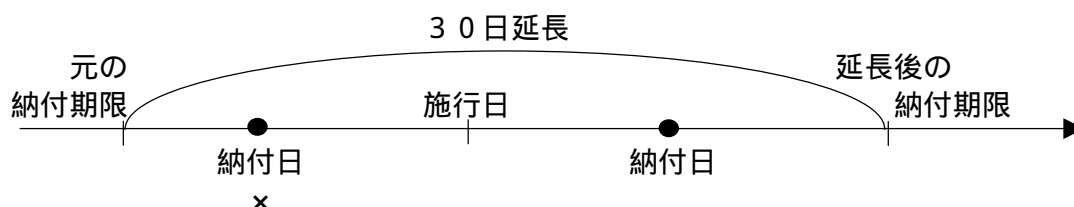


例外として、特許査定時または商標登録査定時に納付する登録料の場合には、登録料等の納付期限が施行日前でも、納付期限延長請求を行えば、新料金が適用される場合があります。具体的には、延長後の納付期限が施行日より後となる場合には、施行日後に料金を納付すれば新料金が適用されます。なお、納付期限を延長できる期間は30日です。



ただし、期間延長の請求手続きには1件につき印紙代として2,100円が必要となります。また、書面で請求書を提出した場合には、電子化手数料(1,900円)が必要となります。このため、商標登録料の場合であれば、延長請求した方が明らかにメリットが高いのですが、特許の場合には、延長請求したことによって逆に費用が高くなる可能性があることにご注意下さい。

例えば、平成16年3月31日までに審査請求を行った出願は、延長請求を行えば、必ず印紙代は安くなりますが、平成16年4月1日以降に審査請求を行った出願であつて、昭和63年1月1日以後の出願の場合には印紙代が高くなることにご留意下さい。

お詫び

前号(Vol.23)にてシフト補正の解説を予告しておりましたが、優先順位を考え内容を変更いたしました。ご了承下さい。